

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,836
計	52,836

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,878	13,878	名古屋証券取引所 セントレックス	(注)1、2
計	13,878	13,878	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 「提出日現在発行数」欄には、平成21年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株引受権
(平成12年12月5日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	70株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	200,000円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成14年5月7日から 平成21年5月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200,000円 資本組入額 200,000円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役又は従業員であることを要します。但し、取締役が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めません	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2 新株引受権付与後、株式分割等により時価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、権利行使価額及び株数を次に定める算式をもって調整します。

$$\text{調整後権利行使価格} = \text{調整前権利行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式の計算については、円未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

株式数調整式の計算について、1株未満の端数が生ずるときは、端数はこれを切り捨てます。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① (平成14年8月28日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	25個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	25株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	100,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成23年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役又は従業員であることを要します。但し、取締役が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めません	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② (平成15年4月1日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	10個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	10株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	100,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年5月1日から 平成24年4月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社子会 社の取締役又は従業員である ことを要します。但し、取締 役が任期満了により退任した 場合は権利行使可能です。 又、権利者の相続人も行使可 能です。その他の条件は当社 と被付与者との間で締結する 契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めま せん	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

③ (平成17年1月31日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	79個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	79株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	150,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成26年2月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において役員又は 従業員であることを要しま す。但し、役員が任期満了に より退任した場合は権利行使 可能です。又、権利者の相続 人も行使可能です。その他の 条件は当社と被付与者との間 で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めま せん	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

④ (平成17年8月29日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	42個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	42株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	436,170円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成26年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 436,170円 資本組入額 218,085円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において役員又は 従業員であることを要しま す。但し、役員が任期満了に より退任した場合は権利行使 可能です。又、権利者の相続 人も行使可能です。その他の 条件は当社と被付与者との間 で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めま せん	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

⑤ (平成18年8月30日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	73個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	73株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	300,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年9月1日から 平成22年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 300,000円 資本組入額 150,000円	同左
新株予約権の行使の条件	取締役又は執行役、関係会社の取締役及び監査役は任期満了の時まで在任すること、従業員並びに関係会社の従業員は権利行使時まで引き続き取締役、執行役、監査役若しくは従業員であることを要します。また権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び買入は認めません	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。
- 2 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

⑥ (平成19年3月29日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	11個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	11株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	300,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 300,000円 資本組入額 150,000円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。但し、役員が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

⑦ (平成20年3月28日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	629個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	629株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	57,352(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月2日から 平成24年4月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 57,352円 資本組入額 28,676円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。但し、役員が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

⑧ (平成20年3月28日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	337個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	337株(注)1(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	57,352円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月2日から 平成25年4月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 57,352円 資本組入額 28,676円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。但し、役員が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年6月22日 (注) 1	1,984	11,209	12,400	512,375	12,648	17,302
平成17年7月11日 (注) 2	2,000	13,209	212,500	724,875	337,700	355,002
平成18年1月12日 (注) 3	496	13,705	—	—	14,650	369,652
平成17年7月1日～ 平成18年5月31日 (注) 4	165	13,870	13,700	738,575	6,000	375,652
平成18年6月1日～ 平成18年12月31日 (注) 4	8	13,878	400	738,975	400	376,052
平成20年4月9日 (注) 5	—	13,878	△300,803	438,171	△376,052	—

(注) 1 新株引受権の権利行使

発行価格 12,500円

資本組入額 6,250円

行使者 上田祐司、小方麻貴、遠藤健治、酒井靖昭、佐別当隆志、上田浩司、吉井秀三、小島太郎

2 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 300,000円

引受価額 275,100円

発行価額 212,500円

資本組入額 106,250円

払込金総額 550,200千円

3 株式交換の実施に伴う新株発行

発行価格 402,500円

資本準備金組入額 14,650千円

4 新株予約権の行使による増加

5 平成20年3月28日開催の定時株主総会における資本金及び資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替であります。

6 平成21年1月9日開催の臨時株主総会において、資本金を338,171千円減少しその他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	1	6	29	1	2	1,536	1,575
所有株式数 (株)	—	103	200	1,436	24	8	12,107	13,878
所有株式数 の割合(%)	—	0.74	1.44	10.35	0.17	0.06	87.24	100

上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が14株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
上 田 祐 司	東京都渋谷区	1,823	13.14
小 方 麻 貴	東京都中央区	646	4.65
サンブリッジ・テクノロジーフ アンド2002投資事業有限責任組 合	東京都渋谷区恵比寿 1—19—19	469	3.38
遠 藤 健 治	東京都新宿区	440	3.17
ガイアックス従業員持株会	東京都渋谷区渋谷 2—17—5	404	2.91
加 藤 俊 男	東京都練馬区	400	2.88
ガイアックス役員持株会	東京都渋谷区渋谷 2—17—5	276	1.99
松 下 春 樹	奈良県宇陀市	260	1.87
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 369番地	230	1.65
SEホールディングス・アンド・ インキュベーションズ株式会社	東京都新宿区舟町 5 番	220	1.58
計	—	5,168	37.23

(注) 当社は、平成21年2月10日開催の取締役会において、自己株式の取得及び自己株式の公開買付けを行う事を決議し、平成21年3月11日に自己株式2,037株(発行済株式総数に対する所有割合14.68%)を取得いたしました。これらの自己株式は、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式13,878	13,878	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	13,878	—	—
総株主の議決権	—	13,878	—

「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

① 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議により発行された新株引受権によるもの

決議年月日	平成12年12月5日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 従業員 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 取締役1名、従業員29名が退職等に伴う理由で権利を喪失しており、取締役3名、従業員7名については、権利を放棄しております。

② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行によるもの

決議年月日	平成14年 8月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 従業員 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 従業員18名が退職等に伴う理由で権利を喪失しており、取締役3名、従業員13名は権利を放棄しております。

決議年月日	平成15年 4月 1日
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 1名 子会社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 子会社従業員4名が退職等に伴う理由で権利を喪失しております。

決議年月日	平成17年1月31日
付与対象者の区分及び人数	役員 6名 従業員 28名 子会社役員 1名 子会社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員14名が退職等に伴う理由で権利を喪失しており、役員のうち2名、従業員及び子会社従業員のうち17名が権利を放棄しております。

決議年月日	平成17年8月29日
付与対象者の区分及び人数	役員 8名 従業員 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員11名が退職等に伴う理由で権利を喪失しており、役員のうち5名、従業のうち19名が権利を放棄しております。

決議年月日	平成18年 8月30日
付与対象者の区分及び人数	役員 12名 従業員 52名 子会社役員 3名 子会社従業員 44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員25名が退職等に伴う理由で権利を喪失しており、役員のうち9名、従業員及び子会社従業員等のうち32名が権利を放棄しております。

決議年月日	平成19年 3月29日
付与対象者の区分及び人数	役員 11名 従業員 37名 子会社役員 2名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員3名が退職等に伴う理由で権利を喪失しており、役員のうち10名、従業員等のうち36名が権利を放棄しております。

決議年月日	平成20年 3月28日
付与対象者の区分及び人数	役員 10名 従業員 49名 子会社役員 1名 子会社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 従業員4名が退職等に伴う理由で権利を喪失しております。

決議年月日	平成20年 3月28日
付与対象者の区分及び人数	役員 10名 従業員 47名 子会社役員 1名 子会社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 従業員4名が退職等に伴う理由で権利を喪失しております。

決議年月日	平成21年3月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役、執行役及び従業員並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員 (付与対象者については今後決定する予定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	300株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権発行の日の属する月の前月の各日における名古屋証券取引所の当社普通株式取引終値の平均値に1.05を乗じた金額若しくは新株予約権発行の日以前の営業日のうち取引が成立した最後の営業日の取引終値のどちらか高い金額(注)
新株予約権の行使期間	新株予約権発行日より2年を経過する日から当該新株予約権発行日より4年を経過する日まで
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあること。ただし新株予約権発行日において当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役に就任している若しくは新たに取締役等に就任した場合でその任期満了の時まで在任した場合にも権利行使できるものとする。権利者の相続人も行使可能である。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成21年2月10日)での決議状況 (取得期間平成21年2月12日～平成21年3月11日)	5,000	275,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	2,037	112,035
提出日現在の未行使割合(%)	59.3	59.3

(注) 上記は有価証券報告書提出日現在の取得の状況であります。なお、当期間における取得自己株式は公開買付けによる取得であり、その概要は次のとおりです。

1. 買付け等の期間： 平成21年2月12日から平成21年3月11日まで
2. 買付け等の価格： 1株につき金55,000円
3. 取得株式数： 2,037株
4. 取得総額： 112,035千円

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	2,037	—

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、事業及び財務基盤を勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。なお、当社の剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当については、誠に遺憾ながら無配とさせて頂いております。なお、平成21年1月9日開催の臨時株主総会において資本金を減少し、その他資本剰余金を増加させる承認決議を受けました。今後も業績の向上を図り、株主への利益還元及び機動的な資本政策を実施できる体制作りを目指して参ります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
最高(円)	—	—	1,390,000	182,000	74,000	130,000
最低(円)	—	—	130,000	61,000	59,100	26,900

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

なお、平成17年7月12日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

平成18年8月30日開催の第8期定時株主総会決議により、決算期を5月31日から12月31日に変更しました。従って、第9期は平成18年6月1日から12月31日の7ヶ月間となっております。

【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	平成20年8月	平成20年9月	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月
最高(円)	130,000	90,100	58,000	43,700	38,000	39,900
最低(円)	80,000	51,500	45,000	26,900	30,000	28,100

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	代表執行役 CEO	上 田 祐 司	昭和49年9月12日生	平成11年3月 有限会社ガイアックス(現当社)設立、代表取締役就任 平成11年5月 株式会社ガイアックスに組織変更、代表取締役就任 平成18年8月 当社取締役就任(現任) 代表執行役CEO就任(現任)	(注3)	1,823
取締役	代表執行役 COO	中 島 裕	昭和53年9月9日生	平成12年1月 当社入社 平成12年6月 GaiaX Singapore Pte.Ltd. GM就任 平成14年4月 日本電気株式会社入社 平成17年8月 当社代表取締役副社長就任 平成18年8月 当社取締役就任(現任) 代表執行役COO就任(現任)	(注3)	188
取締役		速 水 浩 二	昭和42年1月9日生	平成元年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 平成5年12月 株式会社翔泳社(現SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株))入社 平成7年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 平成12年3月 当社取締役就任(現任)	(注3)	30
取締役		藤 田 隆 久	昭和48年2月22日生	平成16年6月 株式会社OMG取締役就任(現任) 平成18年4月 エキスパート・リンク株式会社代表取締役就任(現任) 平成19年3月 当社取締役就任(現任)	(注3)	—
取締役		大 野 長 八	昭和23年12月27日生	平成12年4月 大野アソシエーツ設立代表(現任) 平成17年1月 当社監査役就任 平成18年8月 当社取締役就任(現任) 平成19年6月 (株)エフアンドエム監査役就任(現任)	(注3)	22
取締役		宮 城 治 男	昭和47年6月19日生	平成5年4月 学生アントレプレナー連絡会議(ETIC)創設、事務長に就任 平成12年3月 特定非営利活動法人化、ETIC代表理事就任(現任) 平成17年8月 当社取締役就任(現任)	(注3)	—
取締役		白 井 敏 夫	昭和13年10月22日生	平成8年6月 大和証券(株)常務取締役就任 平成11年4月 大和証券(株)監査役就任 平成13年6月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ(株)(現エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ(株))監査役就任 平成19年3月 当社取締役就任(現任) 平成19年6月 (株)シスウェーブ監査役就任(現任)	(注3)	—
計						2,063

- (注) 1 平成18年8月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって委員会設置会社に移行しております。
- 2 速水浩二、藤田隆久、大野長八、宮城治男、白井敏夫は会社法第2条第15号の規定による社外取締役であります。
- 3 取締役の任期は、平成20年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 当社の委員会体制については次のとおりであります。
- 指名委員会 委員長 宮城 治男 委員 藤田 隆久、速水 浩二
報酬委員会 委員長 速水 浩二、委員 宮城 治男、白井 敏夫
監査委員会 委員長 藤田 隆久、委員 大野 長八、白井 敏夫

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役	最高経営責任者 (CEO)	上 田 祐 司	(1)取締役の 状況参照	同左	1年	1,823
代表執行役	最高執行責任者 (COO)	中 島 裕	(1)取締役の 状況参照	同左	1年	188
執行役	最高財務責任者 (CFO)	小 高 奈皇光	昭和52年12月12日生	平成12年4月 メリルリンチ証券(株)入社 平成18年6月 当社入社 平成18年8月 執行役就任(現任) 最高財務責任者CFO就任(現任)	1年	115
執行役	最高技術責任者 (CTO)	鳥 居 晋太郎	昭和55年2月15日生	平成15年4月 住友商事(株)入社 平成17年12月 当社入社 開発部部長 執行役員 就任 平成18年8月 執行役就任(現任) 最高技術責任者CTO就任(現任)	1年	74
執行役	最高営業責任者 (CMO)	松 井 雄 史	昭和46年5月13日生	平成6年4月 朝日生命保険(相)入社 平成15年4月 当社入社 平成17年12月 経営企画部部長 平成18年6月 ソリューション事業本部長 平成19年3月 執行役就任(現任) 最高営業責任者CMO就任(現任)	1年	22
計						2,222

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。また、社外取締役の構成比率を高めることにより、経営全般に対する監督機能をより強化しており、合わせて社内の独立した組織として内部統制室を置いております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

① 会社の機関の基本説明

当社は、委員会設置会社制度を採用しており取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各機関があります。取締役会は、平成20年12月31日現在、取締役7名で構成されており、取締役会規程に基づき会社の重要事項等を討議し、決定しております。定時取締役会は四半期に2回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催されております。

当社の取締役会は、ガイアックスグループ全員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、執行役の職務分掌を定め、各執行役が責任を持って担当する領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を執行役に委譲しております。執行役は平成20年12月31日現在5名により構成されており、各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努めております。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の執行役の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該執行役と協議の上、グループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄または担当する上位の執行役、もしくは取締役会の決定を仰いでおります。

監査委員会は社外取締役の藤田隆久が委員長を務め、構成委員として社外取締役の大野長八、白井敏夫の計3名により構成されております。委員会は原則として四半期に1回開催し、内部統制室との密接な連携のもとに執行役及び取締役の職務執行の監督等を行っております。

指名委員会は宮城治男が委員長を務め、構成委員として社外取締役の藤田隆久及び速水浩二の計3名によって構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の決定を行っております。

報酬委員会は社外取締役の速水浩二が委員長を務め、構成委員として社外取締役の宮城治男及び白井敏夫の計3名によって構成されており、取締役及び執行役の報酬に関する議案の決定を行っております。

また、執行役の意思決定機関として執行役会を設置し、定期的を開催することにより効率的な事業運営を行っております。

②内部統制システムの整備状況

平成18年9月20日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」を決議しており、当該基本方針に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。

③内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部統制室を設置し、社内規程に準拠した業務の実施状況の検査および改善指導を行っております。内部統制室は4名によって構成され、統制の有効性および実際の業務執行状況につきましては、内部統制室が監査計画に基づいて監査・調査を実施しており、監査の結果は監査委員会に報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき改善事項の指摘・指導を行う一方、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。なお監査委員会はその職務執行を補佐するため、内部統制室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができ、この者は監査委員の指示のもと、関連部門と連携して監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行っております。なお、監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、執行役の指揮命令を受けないものとなっております。

④会計監査の状況

当社は、ビーエー東京監査法人と監査契約を締結しており、業務を執行した公認会計士は原伸之、若槻明、会計監査業務に係る補助者は公認会計士2名、会計士補3名であり、公正不偏の立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受けると共に指摘事項等についての意見交換を随時行っております。

⑤社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役速水浩二氏は当社株式30株(0.22%)を保有する当社の株主であります。また、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社株式220株(1.58%)を保有する株主であります。

社外取締役の大野長八は当社株式22株(0.16%)を保有しております。なお、上記株式会社には新株予約権および新株予約権による潜在株式数は含まれておりません。

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、「内部統制基本方針」に記載された「損失の危険の管理に関する規定その他の体制」を整備しております。

(3) 役員報酬の内容

当社の取締役に対する報酬は総額で70,683千円であり、うち社内取締役2名に対しては20,928千円、社外取締役5名に対しては18,000千円であります。また、執行役3名に対する報酬は31,755千円であります。

(4) 監査報酬の内容

当社及び当社子会社がピーエー東京監査法人へ支払うべき公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく監査報酬は11,600千円であり上記以外の業務に基づく報酬はございません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償請求を、法令が定める範囲で免除することができる旨を定めております。これにより、社外取締役である速水浩二、藤田隆久、大野長八、宮城治男、白井敏夫と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件を変更した内容

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。